

まち全体で、みんなで水災害に備える

流域治水

川
ら
版

国土交通省

武雄河川事務所

牛津出張所

気候変動による自然災害の激甚化

これまで、堤防を強化したり、ダムを作ったりすることで、川の氾濫を防ごうとしてきました。しかし、年々過去に経験がないような想定外の大雨が降るようになってきており、今までの対策だけでは、追いつけなくなっています。

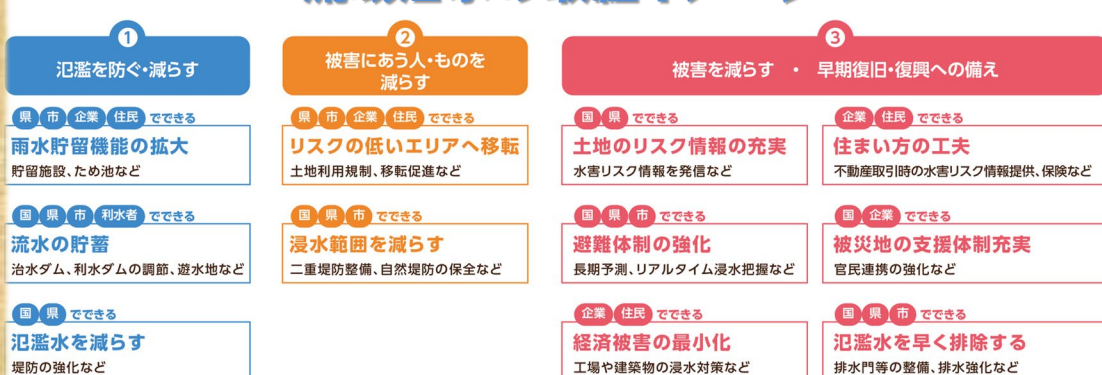
気候変動が進むと...



これからの水災害対策：流域治水の推進

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

～流域治水の取組イメージ～



発行所
武雄河川事務所
牛津出張所
小城市牛津町上砥川47-9
(〒849-0305)
TEL(0952)66-0315
FAX(0952)66-0326
ホームページアドレス
<http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/>

3月1日
第24号
紙面の問い合わせ
上記発行所へ



紹介動画(4分)【You Tube】
「みんなでやろう流域治水 全編」



1月23日(月)から事務所1Fロビー横に流域治水支援窓口ができました。
どうぞお立寄りください！

直通電話：(0954)23-5157 Mail:qsr-takeo@mlit.go.jp

牛津出張所管内の不法投棄の現状

毎年多くのゴミが不法投棄されています。

大雨の時、川の流れを阻害し、市街地へ流れ込むリスクが高まる原因になったり、カラスや猪等の害獣のたまり場となってしまう、人や農作物へ被害が出ることも考えられます。

川をきれいに保つよう、皆さまのご協力をお願いいたします。

川への不法投棄は法律により、厳しく処罰されます。

●河川法においては、3ヶ月以下の懲役もしくは20万円以下の罰金。

●廃棄物処理法においては、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金。



不燃物

(産業廃棄物: 石膏ボード)



可燃物

(段ボール、弁当がら)

